

第2期室蘭市障がい者支援計画

(平成27年度～平成32年度)

- 障害者基本法に基づく障害者計画 (平成27年度～平成32年度)
- 障害者総合支援法に基づく第4期障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)
- 障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画 (平成30年度～平成32年度)
- 児童福祉法に基づく第1期障害児福祉計画 (平成30年度～平成32年度)



室蘭市

平成27年3月
平成30年3月改訂

「障害」と「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、統一的な見解や決まりはなく、各自治体によって扱いはさまざまですが、「害」という漢字が持つ意味などを考慮し「障がい者」と表記する自治体が増えてきています。

「障害」と「障がい」の表記に関しては、障がいのある人や各関係団体によって、主に次のようなさまざまなお意見があるところですが、本市においては、多くの方や団体から「漢字かひらがなかということに大きな意味は無く、障がいのある人への偏見や差別をなくすための本質的なことが重要」とのご意見を伺っています。

- ・「害」という漢字の使用に違和感や不快感を受ける。
- ・「障」という漢字の使用にも違和感や不快感を受ける。
- ・ひらがな表記にすることは過剰反応であり、かえって壁をつくる印象を受ける。
- ・そもそも漢字かひらがなかという議論自体が無意味で不快である。

本市では、このような状況を踏まえ、「障害」と「障がい」の表記については、これまでに次のような整理を行い、「第2期室蘭市障がい者支援計画」の策定においても、これを踏まえたものとしています。

①法令、条例等の場合には、そのまま漢字表記を使用します。

(例) 障害者基本法、障害者雇用促進法、障害者総合支援法、
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 など

②施設や制度、組織などの固有名称は、そのまま漢字表記を使用します。

(例) 障害者福祉総合センター、障害者手帳、障害福祉サービス、
重度心身障害者医療費助成制度、各障害者団体 ほか

③障害そのものを表す場合には、漢字表記を使用します。

(例) 身体障害、知的障害、精神障害、障害 ほか

④対象者や個人などを表す場合には、ひらがな表記を使用します。

(例) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい者、
身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、
障がいのある人 ほか

目次

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格及び法的位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4

第2節 障がいのある人の状況

1	障がいのある人の推移	5
2	アンケート調査の実施	9
3	障害者関係団体との意見交換	10

第3節 これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容

(第1期障害者支援計画期間(平成21年度～平成26年度))

1	生活支援	11
2	学ぶ・育てる	13
3	働く	14
4	啓発・広報	15
5	生活環境	15
6	情報・コミュニケーション	16

第2章 基本計画(障害者基本法に基づく障害者計画)

第1節 計画の基本理念と目標、体系

1	計画の基本理念と目標	19
2	計画の体系	20

第2節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援

1	相談支援体制の充実	23
2	権利擁護の推進	26
3	障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	28
4	生活安定施策の推進	30

II 健康で暮らす

1	障害の原因となる疾病等の予防	33
2	適切な保健サービス等の提供	34

第3節 自立と社会参加の促進

I 学ぶ、育てる

1	障がい児療育の充実	35
2	保育・学校教育の充実	36

II 働く

1	一般就労の推進	37
2	福祉的就労の充実	40

Ⅲ 社会参加

- 1 スポーツ・文化活動の振興 4 2
- 2 障害者団体との連携 4 3

第4節 バリアフリー社会の実現

I 生活環境

- 1 住むための環境整備 4 4
- 2 移動・交通のバリアフリーの推進 4 6
- 3 防災・防犯対策の推進 4 8

Ⅱ 情報・コミュニケーション

- 1 障がい者理解の促進 5 1
- 2 情報バリアフリーの推進 5 4
- 3 コミュニケーションの推進 5 5

第3章 実施計画 (障害者総合支援法に基づく障害福祉計画・児童福祉法に基づく障害児福祉計画)

第1節 実施計画の法的位置づけ等（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）

- 1 計画の法的位置付け 5 9
- 2 計画の達成状況の点検及び評価 5 9
- 3 計画の期間及び見直し時期等 5 9
- 4 関係機関との連携 5 9
- 5 基本的理念 6 0

第2節 平成32年度の数値目標の設定について

- 用語の説明 6 1
- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行目標 6 2
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 6 3
- 3 地域生活支援拠点等の整備 6 4
- 4 福祉施設から一般就労への移行目標 6 5
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等 6 6

第3節 障害福祉サービス等の実施について

- 用語の説明 6 7
- 1 日中活動系サービス 7 0
- 2 居住系サービス 7 1
- 3 訪問系サービス 7 2
- 4 相談支援 7 2
- 5 障害児通所支援 7 3
- 6 障害児相談支援等 7 4
- 7 地域生活支援事業 7 5

第4節 資料編

- 第4期障害福祉計画の数値目標に対する実績 7 7
- 第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績 7 9
- アンケート調査の実施について 8 5

※ 第5期等実施計画（平成30年度～平成32年度）の策定にあたり、平成27年3月に策定した基本計画等（平成27年度～平成32年度）は、各種制度等の改正や最新データを踏まえ、文言等を一部修正していますが、基本的な内容に変更はありません。

第 1 章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、「障害者に関する長期行動計画（昭和57年度～平成3年度）」、「障害者福祉計画（平成5年度～平成14年度）」、「障害者福祉計画（平成15年度～平成24年度）」の策定を経て、障がいのある人もない人も共に生活できるような社会を築くという「ノーマライゼーション」の理念を基本的目標とした施策を総合的に推進してきました。

この間、平成15年度には、障害者福祉サービスにおける「支援費制度」が導入され、従来の行政による措置からサービス利用者の自己決定や選択を尊重した契約制度へと大きく転換する動きがあり、さらに、平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、従来の支援費制度から新たなサービス体系へと再構築されることとなり、身体障害、知的障害、精神障害の三障害のサービスの一元化、応能負担から応益負担への転換などの新たな仕組みが導入されたことにより、本市においては平成21年3月に「障害者福祉計画（平成15年度～平成24年度）」の見直しを行い、当時の障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」と一体化した「障害者支援計画（平成21年度～平成26年度）」を策定し、障害福祉にかかわる各種施策を推進してきたところです。

その後も、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直しや地域社会における共生などが規定化されたほか、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

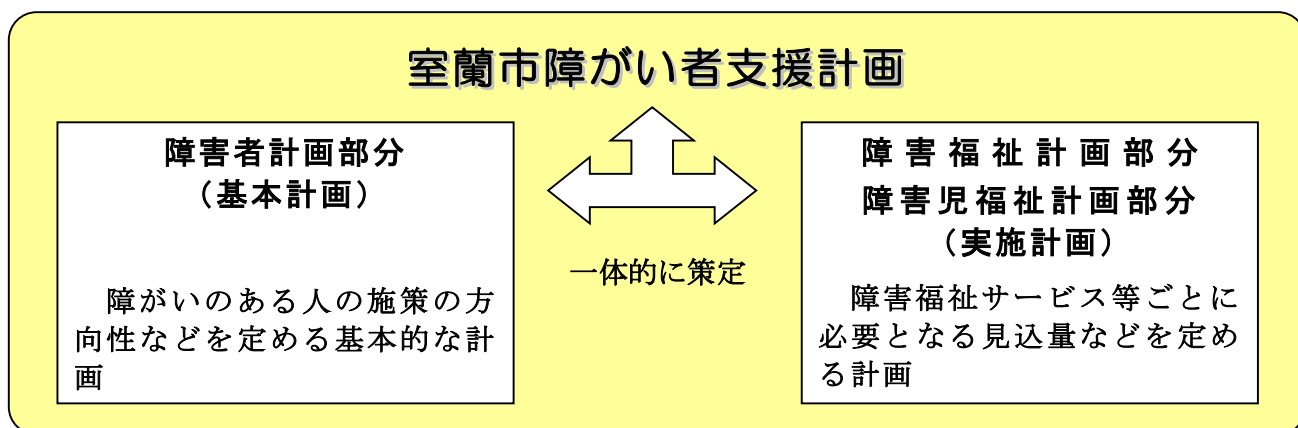
また「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の施行により、平成25年4月からは、新たに難病のある人が障害福祉サービスの対象者となり、平成26年4月からは障害程度区分から障害支援区分への見直しなどが行われたほか、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮が求められるとともに「障害者雇用促進法」の改正により、雇用の分野においても障害を理由とする差別的取扱いが禁止されています。

今後は、平成30年4月より、障害者総合支援法の一部改正が施行され、障がい者の地域生活を支援するための「生活」と「就労」に対する新たなサービスが創設されるほか、児童福祉法の改正により、新たに「障害児福祉計画」を作成することが求められています。

本市では、このような制度の変遷や今後の動向等を踏まえ、障害の有無にかかわらず、地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現を目指し「第2期室蘭市障がい者支援計画（以下「計画」という。）」を平成27年3月に策定したところですが、平成30年度からの計画の推進に当たっては、「第5期障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）」及び「第1期障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」を実施計画として位置づけ、障害福祉施策の推進を図っていきます。

2 計画の性格及び法的位置付け

この「室蘭市障がい者支援計画」は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策の方向性などを定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等ごとに必要となる見込量などを定める「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。



この計画は、国の「障害者基本計画」と「北海道障がい者基本計画」並びに「北海道障がい福祉計画」を基本としています。

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(市町村障害福祉計画)

第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○児童福祉法

(市町村障害児福祉計画)

第33条第20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とし、このうち、実施計画部分については、3年間とします。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第2期 室蘭市障がい者 支援計画	基本計画（障害者基本法に基づく障害者計画）					
	実施計画（障害者総合支援法に基づく障害福祉計画）					
	<第4期計画>			<第5期計画>		
	実施計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画）					
	—			<第1期計画>		

<実施計画（障害福祉計画）の位置づけ>

- 第1期実施計画 ～ 平成18年度策定の『室蘭市障害福祉計画（第1期 H18～H20）』
- 第2期実施計画 ～ 平成20年度策定の「室蘭市障害者支援計画（H21～H26）」の平成21年度から平成23年度にかかる『実施計画（H21～H23）』
- 第3期実施計画 ～ 平成20年度策定の「室蘭市障害者支援計画（H21～H26）」の平成24年度から平成26年度にかかる『実施計画（H24～H26）』
- 第4期実施計画 ～ 平成26年度策定の「第2期室蘭市障がい者支援計画（H27～H32）」の平成27年度から平成29年度にかかる『実施計画（H27～H29）』
- 第5期実施計画～ 平成29年策定の「第2期室蘭市障がい者支援計画（H27～H32）」の平成30年度から平成32年度にかかる『実施計画（H30～H32）』

<実施計画（障害児福祉計画）の位置づけ>

- 第1期実施計画～ 「第2期室蘭市障がい者支援計画（H27～H32）」に追加された平成30年度から平成32年度にかかる『実施計画（H30～H32）』

4 計画の策定体制

(1) 行政機関内部の策定体制

「第2期室蘭市障がい者支援計画」策定にあたり、庁内関係部所の職員からなる「障がい者支援計画策定会議」を組織しました。

(2) 計画策定組織の設置

[室蘭市保健福祉推進審議会]

条例で設置されており、医療・保健・福祉の関係団体及び学識経験者で構成されている審議会にて「第2期室蘭市障がい者支援計画」策定に関する審議を行いました。

[室蘭市地域自立支援協議会]

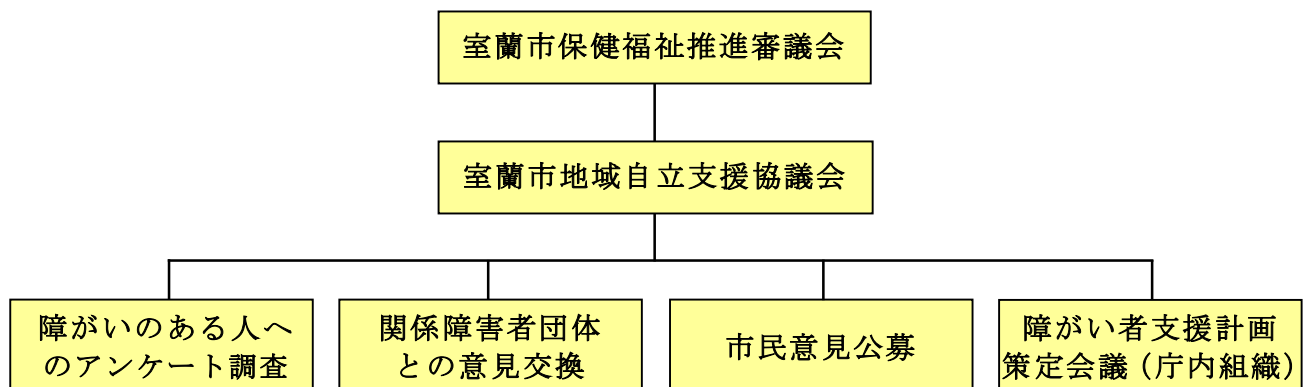
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害福祉団体等から推薦された委員により構成されており、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置しており、「第2期室蘭市障がい者支援計画」策定に関する協議を行いました。

(3) 市民の意見反映

市民の意見を反映するために、障がいのある人や、特別支援学校・特別支援学級在籍児童・生徒の保護者等に対するアンケート調査の実施や、関係障害者団体との意見交換を行いました。

また、計画を素案段階で公表し、広く市民からの意見を把握するための市民意見公募を行いました。

<第2期室蘭市障がい者支援計画策定体制>



第2節 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の推移

(1) 身体障がいのある人の状況

ア. 身体障害者手帳交付者数、等級別人数

平成28年度の身体障害者手帳交付者数は5,218人であり、平成23年度からの5年間で416人減少しています。

また、重度障害の1級の方は、平成28年度では1,577人(30.2%)と減少していますが、割合としては増加しており、障害の重度化の傾向が見受けられます。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減 (H28-H23)
1級	1,636人 (29.0%)	1,639人 (29.1%)	1,637人 (29.1%)	1,609人 (29.4%)	1,602人 (30.0%)	1,577人 (30.2%)	△59人 (1.2)
2級	884人 (15.7%)	870人 (15.5%)	858人 (15.3%)	827人 (15.1%)	791人 (14.8%)	759人 (14.5%)	△125人 (△1.2)
3級	907人 (16.1%)	871人 (15.5%)	886人 (15.8%)	853人 (15.6%)	824人 (15.5%)	807人 (15.5%)	△100人 (△0.6)
4級	1,413人 (25.1%)	1,447人 (25.7%)	1,459人 (25.9%)	1,420人 (25.9%)	1,373人 (25.8%)	1,331人 (25.5%)	△82人 (0.4)
5級	472人 (8.4%)	474人 (8.4%)	463人 (8.2%)	451人 (8.2%)	442人 (8.3%)	437人 (8.4%)	△35人 (0.0)
6級	322人 (5.7%)	327人 (5.8%)	320人 (5.7%)	319人 (5.8%)	297人 (5.6%)	307人 (5.9%)	△15人 (0.2)
計	5,634人 (100.0%)	5,628人 (100.0%)	5,623人 (100.0%)	5,479人 (100.0%)	5,329人 (100.0%)	5,218人 (100.0%)	△416人 (-)

(各年度末現在)

イ. 障害種類別人数

平成28年度の障害種類別の人数は、肢体不自由が3,119人、視覚障害が291人、聴覚障害が364人、言語・音声機能障害が54人、内部障害が1,390人です。

このうち内部障害は61人増加しており、全体的に内部障害のみが、増加傾向にあります。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減 (H28-H23)
肢体不自由	3,486人 (61.9%)	3,478人 (61.8%)	3,472人 (61.8%)	3,367人 (61.5%)	3,243人 (60.9%)	3,119人 (59.8%)	△367人 (△2.1)
視覚障害	344人 (6.1%)	322人 (5.7%)	315人 (5.6%)	312人 (5.7%)	299人 (5.6%)	291人 (5.6%)	△53人 (△0.5)
聴覚障害	415人 (7.3%)	404人 (7.2%)	400人 (7.1%)	385人 (7.0%)	361人 (6.8%)	364人 (7.0%)	△51人 (△0.3)
言語・音声	60人 (1.1%)	65人 (1.2%)	64人 (1.1%)	60人 (1.1%)	54人 (1.0%)	54人 (1.0%)	△6人 (△0.1)
内部障害	1,329人 (23.6%)	1,359人 (24.1%)	1,372人 (24.4%)	1,355人 (24.7%)	1,372人 (25.7%)	1,390人 (26.6%)	61人 (3.0)
計	5,634人 (100.0%)	5,628人 (100.0%)	5,623人 (100.0%)	5,479人 (100.0%)	5,329人 (100.0%)	5,218人 (100.0%)	△416人 (-)

(各年度末現在)

ウ. 年齢区分別人数

平成28年度の年齢区分別の内訳は、18歳未満が43人、18歳～39歳が177人、40歳～64歳が895人、65歳以上が4,103人です。

65歳以上の割合は、4.7ポイント増加しており、障がいのある人の高齢化の傾向が見受けられます。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減 (H28-H23)
18歳未満	63人 (1.1%)	67人 (1.2%)	60人 (1.1%)	55人 (1.0%)	48人 (0.9%)	43人 (0.8%)	△20人 (△0.3)
18～39歳	195人 (3.5%)	182人 (3.2%)	181人 (3.2%)	179人 (3.3%)	176人 (3.3%)	177人 (3.4%)	△18人 (△0.1)
40～64歳	1,212人 (21.5%)	1,160人 (20.6%)	1,115人 (19.8%)	1,051人 (19.2%)	962人 (18.1%)	895人 (17.2%)	△317人 (△4.3)
65歳以上	4,164人 (73.9%)	4,219人 (75.0%)	4,267人 (75.9%)	4,194人 (76.5%)	4,143人 (77.7%)	4,103人 (78.6%)	△61人 (4.7)
計	5,634人 (100.0%)	5,628人 (100.0%)	5,623人 (100.0%)	5,479人 (100.0%)	5,329人 (100.0%)	5,218人 (100.0%)	△416人 (-)

(各年度末現在)

(2) 知的障がいのある人の状況

ア. 療育手帳交付者数、障害程度別人数

平成28年度の療育手帳交付者数は966人であり、5年間で175人と大幅に増加しています。

これは、知的障がいのある人が急激に増加したのではなく、様々な公的サービスを受けるために、療育手帳交付の申請をする人が増加しているものと考えられます。

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	増減 (H28-H23)
A判定	350人 (44.2%)	358人 (43.2%)	365人 (42.3%)	376人 (41.5%)	381人 (40.8%)	378人 (39.1%)	28人 (△ 5.1)
B判定	441人 (55.8%)	471人 (56.8%)	497人 (57.7%)	531人 (58.5%)	552人 (59.2%)	588人 (60.9%)	147人 (5.1)
計	791人 (100.0%)	829人 (100.0%)	862人 (100.0%)	907人 (100.0%)	933人 (100.0%)	966人 (100.0%)	175人 (-)

(各年度末現在)

イ. 年齢区分別人数

平成28年度の年齢区分別の内訳は、18歳未満が199人、18歳～39歳が317人、40歳～64歳が347人、65歳以上が103人であり、特に18歳の年齢層が76人増加しています。

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	増減 (H28-H23)
18歳 未 満	123人 (15.5%)	143人 (17.2%)	154人 (17.9%)	172人 (18.9%)	192人 (20.6%)	199人 (20.6%)	76人 (5.1)
18～ 39歳	306人 (38.7%)	299人 (36.1%)	299人 (34.7%)	327人 (36.1%)	322人 (34.5%)	317人 (32.8%)	11人 (△ 5.9)
40～ 64歳	294人 (37.2%)	314人 (37.9%)	325人 (37.7%)	322人 (35.5%)	322人 (34.5%)	347人 (35.9%)	53人 (△1.3)
65歳 以 上	68人 (8.6%)	73人 (8.8%)	84人 (9.7%)	86人 (9.5%)	97人 (10.4%)	103人 (10.7%)	35人 (2.1)
計	791人 (100.0%)	829人 (100.0%)	862人 (100.0%)	907人 (100.0%)	933人 (100.0%)	966人 (100.0%)	175人 (-)

(各年度末現在)

(3) 精神障がいのある人の状況

ア. 精神障害者保健福祉手帳交付者数、障害等級別人数

平成28年度の精神障害者保健福祉手帳交付者数は633人であり、5年間で92人と大幅に増加しています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減 (H28-H23)
1級	46人 (8.5%)	47人 (7.9%)	49人 (7.5%)	54人 (8.0%)	52人 (8.4%)	54人 (8.5%)	8人 (0.0)
2級	391人 (72.3%)	430人 (72.5%)	467人 (71.9%)	484人 (71.6%)	446人 (71.8%)	441人 (69.7%)	50人 (△2.6)
3級	104人 (19.2%)	116人 (19.6%)	134人 (20.6%)	138人 (20.4%)	123人 (19.8%)	138人 (21.8%)	34人 (2.6)
計	541人 (100.0%)	593人 (100.0%)	650人 (100.0%)	676人 (100.0%)	621人 (100.0%)	633人 (100.0%)	92人 (-)

(各年度末現在)

イ. 年齢区分別人数

平成28年度の年齢区分別の内訳は、18歳未満が1人、18歳～39歳が134人、40歳～64歳が363人、65歳以上が135人であり、特に65歳以上の年齢層が56人増加しています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減 (H28-H23)
18歳未満	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)	2人 (0.3%)	1人 (0.1%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)	0人 (0.0)
18～39歳	123人 (22.7%)	133人 (22.4%)	142人 (21.8%)	146人 (21.6%)	122人 (19.7%)	134人 (21.2%)	11人 (△1.5)
40～64歳	338人 (62.5%)	370人 (62.4%)	393人 (60.5%)	393人 (58.2%)	353人 (56.8%)	363人 (57.3%)	25人 (△5.2)
65歳以上	79人 (14.6%)	89人 (15.0%)	113人 (17.4%)	136人 (20.1%)	145人 (23.3%)	135人 (21.3%)	56人 (6.7)
計	541人 (100.0%)	593人 (100.0%)	650人 (100.0%)	676人 (100.0%)	621人 (100.0%)	633人 (100.0%)	92人 (-)

(各年度末現在)

(参考) 室蘭市の人口の推移

平成28年度の室蘭市の人口は86,061人であり、5年間で7,017人減少しています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減 (H28-H23)
室蘭市の人口	93,078人	91,726人	90,181人	88,793人	87,569人	86,061人	△7,017人

(各年度末現在)

2 アンケート調査の実施

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのある人を対象に、日常の生活実態や各種障害福祉サービスの利用状況等を把握し、第2期室蘭市障がい者支援計画を作成するための基礎資料として実施しました。

(2) 調査の実施内容

ア. 障害者手帳所持者等

- 調査時期 ～ 平成26年8月12日から平成26年8月29日
- 調査対象 ～ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の約20%
(年齢・障害程度等で按分)
- 調査数 ～ 1,200人(身体938人、知的150人、精神110人、難病2人)
- 調査方法 ～ 郵送・回収方式による調査(重度視覚障がいのある人については、個別の聞き取り調査を実施)

イ. 特別支援学級・特別支援学校在籍者、子ども発達支援センター通所児

- 調査時期 ～ 平成26年8月27日から平成26年9月26日
- 調査対象 ～ 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒、本市出身の特別支援学校(室蘭養護学校、伊達高等養護学校、室蘭聾学校)在籍児童・生徒、子ども発達支援センター通所児
- 調査数 ～ 395人(特別支援学級在籍児童・生徒181人、特別支援学校在籍児童・生徒89人、子ども発達支援センター通所児125人)
- 調査方法 ～ 調査票の配布は各学校・施設へ依頼、返信用封筒により直接回収

(3) 調査回収結果

調査対象	アンケート配布数	アンケート回答数	有効回収率
障がい者	1,200	654	54.5%
障がい児	395	176	44.6%
計	1,595	830	52.0%

3 障害者関係団体との意見交換

第2期室蘭市障がい者支援計画を作成するにあたり、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所など21団体と個別に意見交換を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

(1) 障がいのある人のための障害福祉サービスの充実

- ① 今後のグループホーム整備について
- ② 重度障がい者が入浴可能な施設の充実について
- ③ 重度障がい者が通所できる施設の充実について
- ④ ショートステイ施設の充実について
- ⑤ 室蘭市障害者活動支援施設あけぼのの今後について
- ⑥ 医療的ケアの充実について
- ⑦ 障がい者関連行事の際のバス貸与等について
- ⑧ 充実したサービス提供のための給付費の見直しについて

(2) 障がいのある人のための就労に関する体制づくり

- ① 障がい者を一般就労につなげるための行政の支援について
- ② 障がい者の一般就労にかかわる専門相談の充実について
- ③ 障がい者の雇用に関する制度周知について
- ④ 障がい者を雇用する企業への支援について
- ⑤ 優先調達法の推進による就労系事業所への発注強化について
- ⑥ 授産品の販売支援（販売先との調整、広報活動等）について
- ⑦ 精神障がい者に特化した就労系事業所の充実について
- ⑧ 就労継続支援A型事業所の充実について

(3) 各種障害福祉関連情報や制度等に関する意見

- ① 災害時の情報伝達や避難時の支援方法等について
- ② 手話条例制定の検討について
- ③ 相談支援事業所等の幅広い周知について
- ④ 障害者手帳の取得など各種手続き内容の周知について
- ⑤ 障害者理解を深めるための各種支援について
- ⑥ 各種障害者団体の活動内容の周知について
- ⑦ 各種障害者イベント関連情報の周知について
- ⑧ 障がい者の歯科治療、口腔ケア等の充実について

第3節 これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容 (第1期障害者支援計画期間(平成21年度～平成26年度))

1 生活支援

(1) 相談・支援体制の整備

- ・総合的な障害児施設としての「子ども発達支援センター」を平成21年度から開設。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを平成24年度から開設。
- ・障がいのある当事者による相談支援の拠点となるピアサポートセンターに対し、平成24年度において設備整備助成を実施。
- ・市内に精神障害を専門とする相談支援事業所が平成24年10月に開設。
- ・計画相談支援の対象者拡大によるサービス等利用計画の策定を平成24年度から開始。
- ・障害児相談支援による障害児支援利用計画の策定を平成25年度から開始。
- ・一般相談や関係機関との連携調整、障がい者虐待相談等に対応する相談支援員を、平成24年度及び平成26年度にそれぞれ1名ずつ増員(6名体制へ)。

(2) 権利擁護の促進

- ・身寄りがないなどの事情のある障がいのある人に対して、親族に代わって、市が後見人等の申立を行う成年後見制度利用支援事業を平成22年度から開始。
- ・障がい者虐待に関する通報・届出の受理や対応策などに関する関係機関との連携調整を行う虐待防止センターを平成24年10月から室蘭言泉学園に委託して開設。
- ・北海道との連携により、西胆振3市3町での市民後見人養成講座を平成25年度に開催。
- ・成年後見制度の相談や申し立て支援、市民後見人の養成などを行う成年後見支援センターを、平成26年10月から社会福祉協議会に委託して開設。

(3) 地域生活を支援するためのサービスの充実

- ・重度障がい者に対し、外出先等に看護師を派遣する医療ケア支援事業を平成21年度から開始。
- ・聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、研修会等への要約筆記者派遣事業を平成21年度から開始。
- ・地域活動支援センターみたらの杜での入浴サービスに加え、障害者福祉総合センターにおいて、障がい児の入浴サービスを平成22年11月から開始、また平成23年8月から障がい者の入浴サービスを開始。
- ・地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障がい者の移動支援を自立支援給付の対象として平成23年10月から開始。

- ・本市の整備費助成制度を活用し、市内に入浴サービスを提供する生活介護事業所が、平成24年度に新規開設。
- ・利用者の利便性を考慮し、声の広報むろらん等発行業務において、従来のカセットテープ方式に加え、平成24年度からCD化の対応を行う。
- ・地域生活移行へ向けた相談や同行、緊急時の支援等を自立支援給付の対象として平成24年度から開始。

(4) 地域生活での拠点となる施設整備の推進

- ・機能訓練等を実施していた祝津活動支援センターを障害者福祉総合センターへ平成21年度から集約化。
- ・利用者の利便性向上を図るため、障害者福祉総合センターに指定管理者制度を平成21年6月から導入。
- ・(再掲)地域活動支援センターみたらの杜での入浴サービスに加え、障害者福祉総合センターにおいて、障がい児の入浴サービスを平成22年11月から開始、また平成23年8月から障がい者の入浴サービスを開始。
- ・住み慣れた地域で、障がいのある人の生活の場を確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を平成23年度から開始(平成23年度から平成25年度までの3年間で6箇所の整備費助成を実施)。
- ・室蘭市障害者活動支援施設あけぼのにおいて、利用者の多様な知識及び能力の向上を図るため、花き栽培所の改修を平成24年度に実施。
- ・室蘭市障害者活動支援施設あけぼのにおいて、平成24年度から生活介護と就労継続支援B型の新体系へ移行、また、平成26年度から新たに就労移行支援を開始。
- ・就労継続支援B型事業所が平成23年度と平成25年度にそれぞれ1箇所開設ずつされ、6事業所となる。
- ・(再掲)本市の整備費助成制度を活用し、市内に入浴サービスを提供する生活介護事業所が、平成24年度に新規開設。
- ・就労継続支援A型事業所が平成25年度に1箇所開設され、2事業所となる。
- ・就労移行支援事業所が平成25年度と平成26年度にそれぞれ1箇所開設ずつされ、2事業所となる。

(5) 生活安定施策の推進

- ・税制改正により、同居特別障害者に対する所得税控除額が平成23年度分から引き上げられる。
- ・高額障害福祉サービス等給付費の支給対象に、平成24年度から補装具に係る利用者

負担額が追加される。

- ・障害児通所支援利用児童について、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置が平成26年度から開始される。

2 学ぶ、育てる

(1) 障がい児療育の充実

- ・(再掲) 総合的な障害児施設としての「子ども発達支援センター」を平成21年度から開設。
- ・障がい児の保護者及び保育士等に対し、助言、指導を行うため、子ども発達支援センターに心理士を平成22年度から配置。
- ・子ども発達支援サポーター育成事業を平成23年度に実施。
- ・(再掲) 障害児相談支援による障害児支援利用計画の策定を平成25年度から開始。
- ・乳幼児期から成人期までの発達状況などを関係者が共有し、適切な支援を行なうことを目的とした支援ファイル「すてっぷ」作成し、平成26年5月から配布。

(2) 保育・学校教育の充実

- ・通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する特別支援教育支援員を段階的に増員。
H19：20名、 H20：25名、 H21：28名、 H22：33名、
H23：31名、 H24：38名、 H25：40名、 H26：44名
- ・幼児ことばの教室と児童言語指導教室の3教室を4教室に平成21年度から拡大。
- ・難聴児者特別支援学級を平成25年度に旭ヶ丘小学校、平成26年度に海陽小学校に開設。
- ・病弱・身体虚弱児特別支援学級を平成26年度に地球岬小学校に開設。

3 働く

(1) 雇用の促進

- ・障がい者の雇用促進のため、新たに障害者就労相談支援員を平成22年度から配置。
- ・(再掲) 就労移行支援事業所が平成25年度と平成26年度にそれぞれ1箇所開設ずつされ、2事業所となる。

(2) 福祉的就労の支援

- ・(再掲) 室蘭市障害者活動支援施設あけぼのにおいて、利用者の多様な知識及び能力の向上を図るため、花き栽培所の改修を平成24年度に実施。
- ・(再掲) 室蘭市障害者活動支援施設あけぼのにおいて、平成24年度から生活介護と就労継続支援B型の新体系へ移行、また、平成26年度から新たに就労移行支援を開始。
- ・(再掲) 就労継続支援B型事業所が平成23年度と平成25年度にそれぞれ1箇所開設ずつされ、6事業所となる。
- ・(再掲) 就労継続支援A型事業所が平成25年度に1箇所開設され、2事業所となる。
- ・(再掲) 就労移行支援事業所が平成25年度と平成26年度にそれぞれ1箇所開設ずつされ、2事業所となる。
- ・障害者就労訓練支援員の育成による就労継続支援サービスの充実と障がい者に対する理解促進事業を平成25年度に実施。
- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を平成25年度から策定。

4 啓発、広報

(1) 心のバリアフリーの促進

- ・障がいのある人・その保護者・若者・子ども・高齢者等が気軽に集い、世代等を超えた交流を促進するため、事業者が整備する共生型交流施設整備費に対しての助成を平成23年度に実施。
- ・一般市民を対象とした、障がい者に関する理解促進のための研修会を平成25年度から開始。
- ・障がいのある人との交流や、障害に関して考える機会の創出を目的として、町会等や保育園・幼稚園児との花苗（授産品）共同植え付けイベントを平成25年度と平成26年度に実施。
- ・障がいのある人の日中活動への理解促進のため、就労訓練を通じて作られた授産品などを紹介したリーフレットを平成25年度と平成26年度に作成し、広報むろらんに折り込んで市内全戸に配布。

5 生活環境

(1) 住むための環境整備

- ・グループホーム等入居者の火災発生時の安全性を確保するため、事業者が行う自動消火装置設置費に対して平成22年度（実施は平成23年度）に助成を実施。
- ・障がい者の地域における自立した生活の支援を充実させるため、グループホーム等家賃の一定額について、平成23年10月から助成開始。
- ・（再掲）住み慣れた地域で、障がいのある人の生活の場を確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を平成23年度から開始（平成23年度から平成25年度までの3年間で6箇所の整備費助成を実施）。
- ・市内障がい児入所施設の建て替え整備にあたり、整備費にかかわる障害福祉サービス提供事業所の借入金償還に対し、平成24年度から助成開始。
- ・（再掲）地域生活移行へ向けた相談や同行、緊急時の支援等を自立支援給付の対象として平成24年度から開始。

(2) すべての人にやさしいまちづくりの推進

- ・他団体公共施設、民間施設等を含め、21施設25箇所のトイレをオストメイト対応トイレとして平成22年度末までに整備済み。
- ・市内公共・民間施設等のバリアフリー化対応状況を記載した福祉マップを平成21年

度に作成。

(3) 交通移動手段の整備

- ・精神障がい者の通所サービス事業所等への交通費助成について、低所得者自己負担額の減免を平成22年度から開始。
- ・(再掲) 地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障がい者の移動支援を自立支援給付の対象として平成23年10月から開始。

(4) 守る、防ぐためのバリアフリーの推進

- ・災害時要援護者（障がい者含む）支援プランを平成21年度に策定し、平成26年12月に見直し。
- ・(再掲) グループホーム等入居者の火災発生時の安全性を確保するため、事業者が行う自動消火装置設置費に対して平成22年度（実施は平成23年度）に助成を実施。
- ・災害時要援護者（障がい者含む）実態調査等を平成23年度から実施。

6 情報・コミュニケーション

(1) 情報のバリアフリーの促進

- ・(再掲) 市内公共・民間施設等のバリアフリー化対応状況を記載した福祉マップを平成21年度に作成。
- ・(再掲) 利用者の利便性を考慮し、声の広報むろらん等発行業務において、従来のカセットテープ方式に加え、平成24年度からCD化の対応を行う。

(2) コミュニケーションのバリアフリーの促進

- ・(再掲) 聴覚障がいのある人の社会参加を促進するため、研修会等への要約筆記者派遣事業を平成21年度から開始。
- ・聴覚障がいのある人の社会参加促進と聴覚障害に関する理解促進を図るため、要約筆記者奉仕員養成講座を平成24年度から開始。
- ・聴覚障がいのある人が、道内の必要とする場所で手話通訳が受けられるように、平成24年度から手話通訳者の広域派遣を開始。